

施設サービス・短期入所サービスの

『食費と居住費（滞在費）に対する負担軽減制度』のお知らせ

【介護保険負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）】

☆負担軽減制度を利用するためには申請をして認定を受ける必要があります。

【制度】

介護保険の施設サービス（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院および地域密着型介護老人福祉施設）や、短期入所生活介護（ショートステイ）・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）を利用する場合、食費や居住費（滞在費）は全額自己負担となります。ただし、以下の要件に該当する方は、申請をすれば介護保険負担限度額認定を受けることができます。この認定を受けた方は、自己負担限度額が決められ、認定証を利用する施設へ提示することで、食費や居住費（滞在費）については限度額内までの支払いとなります。

【負担限度額認定該当要件】

- ① 申請者本人及びその世帯の方の（住民税）課税状況について確認します。
- ② 配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む）の（住民税）課税状況について確認します。（申請者と住所が異なっても、審査対象となります。）
- ③ 「預貯金等額の要件」について確認します。

下記表の「所得等の要件」と「預貯金等額の要件」を確認し、満たしている場合は、該当する「利用者負担段階」に決定いたします。

利用者負担段階	所得等の要件	預貯金等額の要件※1
第1段階	・生活保護受給者の方等 ・住民税非課税世帯(上記②も含む)で、 老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	・住民税非課税世帯(上記②も含む)で、 前年の合計所得金額と年金収入額の合計が <u>80.9万円以下の方</u> ※2(年金収入には遺族年金や障害年金等の非課税年金も含まれます)	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階-①	・住民税非課税世帯(上記②も含む)で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が <u>80.9万円を超え、120万円以下の方</u> ※2(年金収入には遺族年金や障害年金等の非課税年金も含まれます)	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階-②	・住民税非課税世帯で(上記②も含む)で、 前年の合計所得金額と年金収入額の合計が <u>120万円を超える方</u> (年金収入には遺族年金や障害年金等の非課税年金も含まれます)	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※1 第2号被保険者の「預貯金等額の要件」はどの段階においても単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下となります。

※2 令和7年8月1日から改正予定となります。

【食費と居住費(滞在費)の負担限度額】

利用者 負担段階	1日あたりの居住費(滞在費)				1日あたりの食費	
	従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	施設	短期入所
第1段階	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	300円
第2段階	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円	600円
第3段階①	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円
非該当 (第4段階)	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	2,066円	1,728円	1,445円	
	※限度額が適用されない基準費用額(標準的な目安)は上記のとおりです。実際の費用負担額は、施設によって異なり契約によって決められます。					

※表中の()は、介護老人福祉施設(特養)や短期入所生活介護利用時の費用です。

【申請の期間及び有効期間】

申請は下記【提出場所】で随時受付をします(郵送可)。負担限度額認定の有効期間は、申請日の属する月の初日から最初に到来する7月末までです。現在認定証を交付されている方で、8月1日以降も引き続き対象となる施設等サービスを利用する計画であり減額を受けようとするためには、8月末日までに改めて申請が必要です。新しい期間を対象とした申請は7月最初の開庁日から受付を開始します。

なお、住所の変更や世帯の変更・世帯員の課税状況等の変更がある場合には、改めて審査を行う必要がありますので、再度申請を行ってください。

【申請日について】

◎申請日は、窓口に出した日となります。(入所日や申請書を記入した日ではありません。)

◎窓口が土曜・日曜・祝日等で閉庁していた場合は、月曜日や祝日あけの日に限り、申請日が窓口へ提出した日となっていなくても、受付をします。郵送の場合の申請日は、申請書が窓口へ到着した日となりますので御留意ください。なお、遠方などで到着が遅れ支障が生じるおそれがある場合は、事前に御相談ください。

【提出場所】

◎島原市・雲仙市・南島原市の各市役所(各支所)の担当窓口

◎島原地域広域市町村圏組合 介護保険課窓口(給付係)

※郵送可(〒859-1492 島原市有明町大三東戊1327 島原市役所有明庁舎3階 TEL: 0957-61-1104)

【申請の代行】

家族や施設職員による申請の代行は可能です(申請書の代行提出の欄に記入)。

【成年後見人による申請】

成年後見人による申請の場合は、成年後見登記に関する登記事項証明書及び成年後見人の本人確認ができるもの(運転免許証・健康保険証・パスポート等)の写しを提出してください。

【申請における注意点】

- ◎申請においては、あらかじめ通帳の写し等の確認書類を揃えた上で申請してください。
(※書類が揃っていない場合には、申請の受付ができない場合があります。)
- ◎施設入所中の場合、本人や家族が申請書を提出するのか、施設が申請書を提出するのかについて、両方で確認の上で申請書を提出してください。(重複することがないようにお願いします。)
- ◎介護支援専門員が代行で申請書を提出する場合にも、本人や家族と申請が重複することがないように確認の上で、提出をお願いします。

【申請時提出書類】

- ①介護保険負担限度額認定申請書(同意書も含む)
 - ②預貯金等の写し(金額等確認できるようはっきりコピーしてください)
 - ・単身の場合は本人の分のみ、配偶者がいる場合は本人と配偶者の分の全ての金融機関分
 - ・**銀行名・支店・口座番号・名義のわかる部分と、申請日の2カ月前の取引から最終残高までの部分**
 - ・負債がある場合は、借用証明書などの写し
- ※写しは、バラバラにならないようホッチキスなどで留めて提出してください。

【預貯金等について】 ※申請時に、通帳等の写しの提出が必要です(前記参照)。

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法(提出書類等)
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告

- ◎負債(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金等から差し引いて計算します(借用証書などで確認)。また、価格評価は、申請日の直近2カ月以内の写し等により行います。
- ◎預貯金に含まれないものは、生命保険(貯蓄性のある商品も含む)・自動車・貴金属(腕時計や宝石など時価評価額の把握が困難であるもの)・その他高価な価値のあるもの(絵・骨董品・家財など)です。
- ◎預貯金等を親族に贈与した場合には、本人の意思に基づく適法な贈与が行われた場合には、贈与された資産については判定の対象外となります。
- ◎生活保護受給者は、預貯金等の写しを添付する必要はありません。
- ◎申請時には、必ず、金融機関等への照会についての同意書欄への記入が必要です。必要に応じ、島原地域広域市町村圏組合から金融機関へ照会をする場合があります。
- ◎介護保険法第22条第1項の改正により、特定入所者介護サービス費を偽りその他の不正行為により受給した場合、給付した額の返還に加えて、最大給付額の2倍の加算金を課す場合があります。
- ◎施設に入所した時点では預貯金等が基準額を超えていても、その後、預貯金等が基準を下回った場合

には、その時点で申請を行って給付を受けることは可能です。

【結果の通知先】

◎被保険者の住民基本台帳上の住所へ郵送します。ただし、「介護保険送付先管理依頼届出書（介護保険に関する島原地域広域市町村圏組合からの全ての通知などを、住所地以外への送付を依頼する届出書）」により届出がされている場合には、その登録された住所へ郵送します。

【結果通知の送付時期】

- ◎随時の申請につきましては、当組合で受付後、概ね1週間～10日程度で発送予定です。
- ◎更新の申請につきましては、7月下旬から順次発送する予定です。
- ◎ただし、課税状況や預貯金等の確認のために審査判定に時間を要する場合があります。また、要介護認定申請中のために要介護認定の有効期間がない方は、要介護認定があつてからの審査判定となりますので時間を要します。あらかじめご了承ください。

【結果通知後】

- ◎認定された場合、結果通知と認定証が届きます。届きましたら、利用される介護保険施設へ認定証を提示してください。
- ◎認定されなかった場合（非該当の場合）は、結果通知のみが届きますので、保管しておいてください。
- ◎結果通知後に住所の変更や世帯の変更・世帯員の課税状況等の変更がある場合には、再度申請を行ってください。

【住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置について】

利用者負担第4段階に該当する方で、生計が困難になる場合には、利用者の申請にもとづき、当組合で確認のうえ、第3段階とみなして食費もしくは居住費またはその両方について、負担軽減を受けることができます。この特例の対象は、以下①～⑥の要件をすべて満たす人で、対象期間は一つでも要件に該当しなくなるまでの間です。この特例措置はショートステイ利用には適用されません。

- ①2人以上の世帯の方（施設入所により世帯が分かれた場合も同一世帯とみなす。②～⑥において同じ。）
- ②介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担⇒確認できる施設の契約書等の写しを添付
- ③全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80.9万円以下
- ④全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下
- ⑤全ての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- ⑥全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない